

岩槻さくら保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人 合歓木会
所 在 地	さいたま市岩槻区表慈恩寺725-2
電 話 番 号	048-794-6888
代 表 者 氏 名	理事長 大島 隆史

2 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うこと。
運 営 方 針	入所する乳児及び幼児（以下、園児という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 提供する保育の内容

名 称	岩槻さくら保育園
所 在 地	さいたま市岩槻区表慈恩寺725-2
電 話 番 号	048-794-6888
認 可 年 月 日	昭和52年4月1日
施 設 長 氏 名	大島 隆史
職 員 数	18人以上
取扱う保育事業の種類	延長保育

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
園長	1人	施設の運営・管理
主任保育士	1人	園長の補佐・保育士の統括
保育士	15人以上	0～5歳児の保育
事務員	1人	施設の経理・事務

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日		月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	標準時間	平日7時30分から18時30分まで 土曜日7時30分から14時30分まで 延長保育は平日18時30分から19時30分まで 土曜日は延長保育なし
	短 時 間	平日8時30分から16時30分まで 土曜日7時30分から14時30分まで 延長保育は平日7時30分から8時30分 ・16時30分から19時30分まで 土曜日は延長保育なし
休 所 日	標準時間	日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで
	短 時 間	

6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種 類	理 由	金 額
保 育 料	保育料はお住まいの各自治体が決定します。	
主 食 代	2号認定子どもに係る主食費	・ 月額3,000円
副 食 費	2号認定子どもに係る副食費	・ 月額4,500円
延 長 保 育 料	時間外保育に係る利用者負担	・ 1日 300円 月極3,000円
リ ー ス 布 団 代	午睡用布団に係る利用者負担	・ 月額1,580円
遠 足 代	5歳児園外保育に係る利用者負担	・ 交通費等

7 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年 齢	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
定 員	8人	20人	23人	23人	23人	23人	120人

8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事	項	内	容
欠席について		病気や家庭の都合でお休みする場合は午前9時までにご連絡ください。その際、病気でお休みする場合は病名を、それ以外の場合は理由もお知らせください。	
登園、降園について		登園は9時15分までをお願いします。事情で遅れる場合は必ずご連絡ください。 登園の際はご家庭からお菓子やお金、玩具など不必要なものは持たせないでください。 送迎は保護者の方が決まった時間をお願いします。 ⑩ 保護者以外の方がお迎えをされる場合や時間が遅れたりする場合は必ず玄関の用紙にご記入いただくか、園までご連絡ください。 ⑩ 事故防止のためご家族であっても未成年の方の送迎はお断りしています。	
投薬について		お子様に投薬を希望の場合は、「クスリの連絡票」に必要事項を記入の上、医師に処方された当日1回分の薬（袋や容器に必ずクラス名と記名をお願いします）と一緒に職員に直接手渡してください。 ⑩ 「クスリの連絡票」を忘れたり記入漏れがあったり、直接手渡してない場合には原則として投薬は出来ませんのであらかじめご了承ください。 ⑩ 薬の種類によってはお預りできない事もあります。	

9 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

10 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 (変 更) 届 出 書	さいたま市岩槻消防署 平成30年11月29日届出 防火管理者 氏名 大島 隆史
避 難 訓 練	火災及び地震等を想定した避難訓練(月1回)を実施します。
防 災 設 備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常警報装置 ・誘導灯・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避 難 場 所	第1避難場所・・・園庭 第2避難場所・・・さいたま市立桜山中学校

1.1 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。

1.2 その他保育施設の運営に関する重要事項

事 項	内 容
年間行事計画 主な1日のスケジュール 食事の提供 健康診断 損害賠償保険への加入 保育内容に関する相談・苦情窓口 個人情報の取扱	別紙参照